

短期大学関連データ



1. 短期大学の沿革・関連規定

短期大学制度の沿革

(1) 短期大学制度恒久化までの経緯

- 昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)
- 昭和33年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)・廃案
・短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称を変更し、実践的技術者養成の専門機関とする。
- 昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第110号)学校教育法の一部改正
・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)
- 昭和51年4月1日(昭和50年4月文部省令第21号)短期大学設置基準施行

(2) 短期大学制度の改革

- 平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)
・短期大学設置基準の大綱化、弾力化
・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
・自己点検・自己評価システムの導入 等
- 平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設
- 平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正
・大綱化による制度の弾力化
・学習機会の多様化
・自己点検・自己評価の導入
- 平成17年1月28日「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)
・短期大学の個性・特色の明確化
・短期大学卒業生に対する学位「短期大学士」の創設 等
- 平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

短期大学に関する規定

教育基本法(平成18年法律第120号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(大学)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(学位)

第一百四条 大学(第八十八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 (略)

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの 学士、修士又は博士

5 (略)

(短期大学)

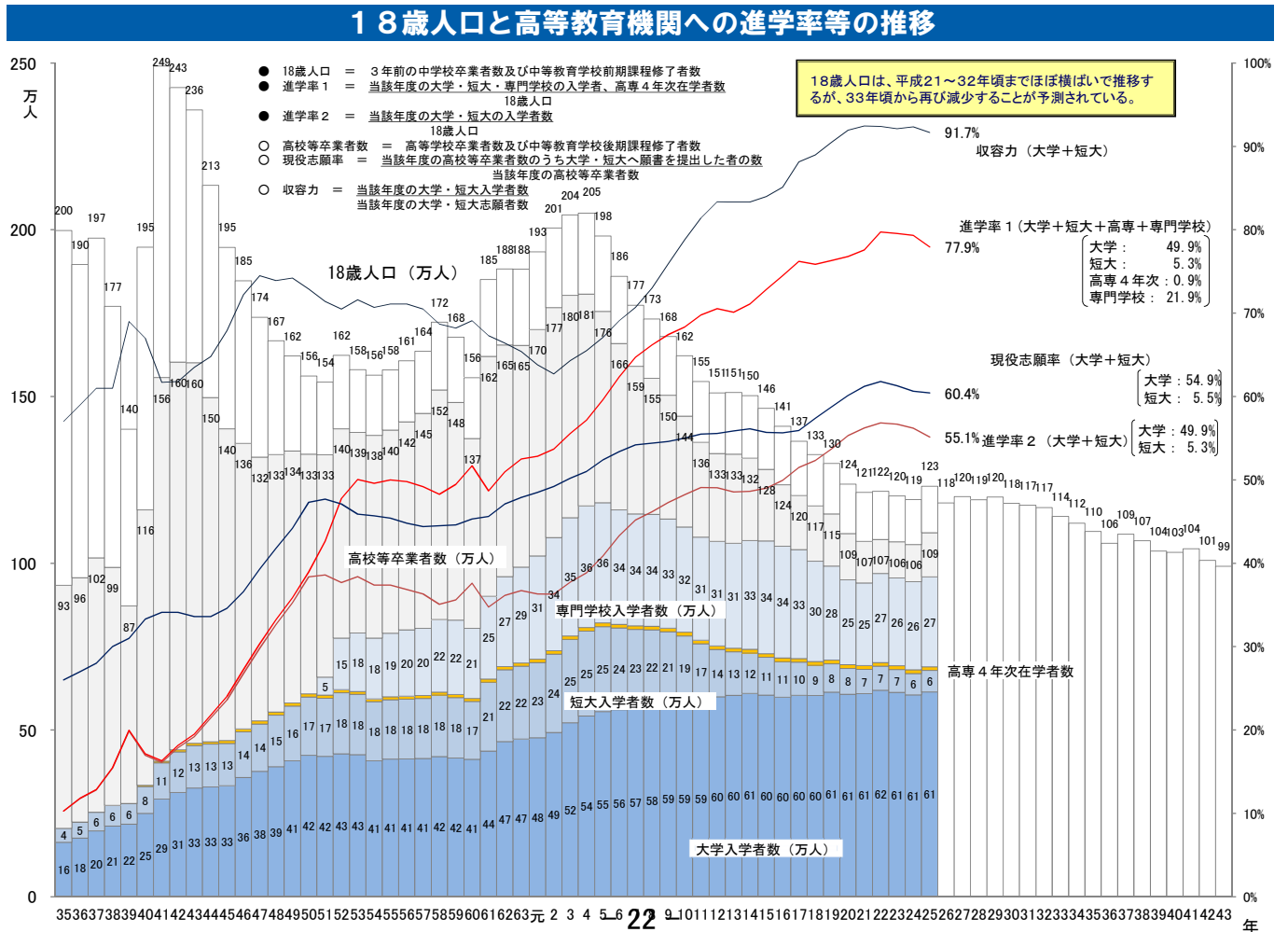
第八八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4～8 (略)

2. 短期大学を取り巻く状況



学校数等諸統計（平成25年度）

1. 設置者別・昼夜別・男女別短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			2部のみ			1部、2部			1部、3部			昼夜開講制		
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子
公立	19	17	2	16	14	2	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
私立	341	240	101	323	225	98	4	4	0	7	6	1	6	4	2	1	1	0
計	360	257	103	339	239	100	5	5	0	9	8	1	6	4	2	1	1	0

2. 設置者別・修業年限別短期大学数

(単位:大学)

	計	2年	3年	2年及び3年
公立	19	13	2	4
私立	341	294	14	33
計	360	307	16	37

3. 併設校の状況

(単位:大学)

	4年制大学を併設	専修学校を併設
公立	8 (42.1%)	0 (0.0%)
私立	225 (66.0%)	61 (17.9%)
計	233 (64.7%)	61 (16.9%)

4. 専攻科を置く短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			2部のみ			1部、2部			通信教育部			第1部、昼夜開講制、通信教育部		
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子
公立	6	6	0	5	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	116	85	31	114	82	30	0	0	0	2	2	0	1	1	0	1	0	1
計	122	91	31	119	87	30	1	1	0	2	2	0	1	1	0	1	0	1

5. 別科を置く短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			1部、2部			昼夜開講
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	女子
私立	16	11	5	14	10	4	1	1	0	1

6. 通信教育を置く短期大学数

(単位:大学)

	計	2年	3年	2年及び3年
私立	11	4	5	2

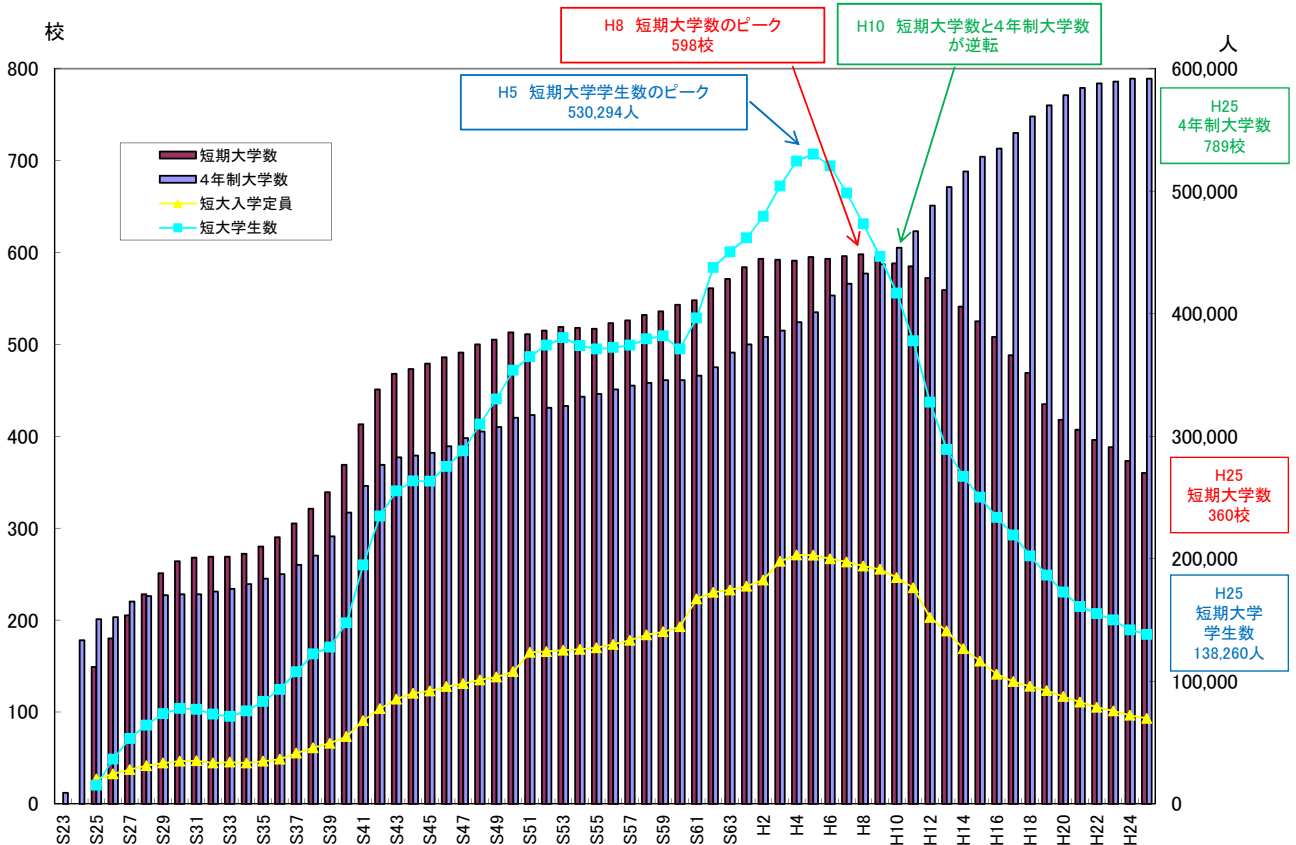
7. 全学科募集停止をした短期大学数

(単位:大学)

	5年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合計	5	5	7	8	7	15	15	24	17	21	27	26	25	18	9	6	11	14	8	8
うち4年制大学への転換を図った短期大学数	4	5	7	8	6	15	15	23	13	17	19	19	15	12	4	2	6	6	4	4
うち4年制大学への転換を伴わない短期大学数	1				1			1	4	4	8	7	10	6	5	4	5	8	4	4

(出典:「全国短期大学一覧」(1~6)、文部科学省調べ(7))

短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員、短期大学学生数の推移



※大学数には通信教育のみを行う学校を含む。
 ※学生数には専攻科、別科も含む。

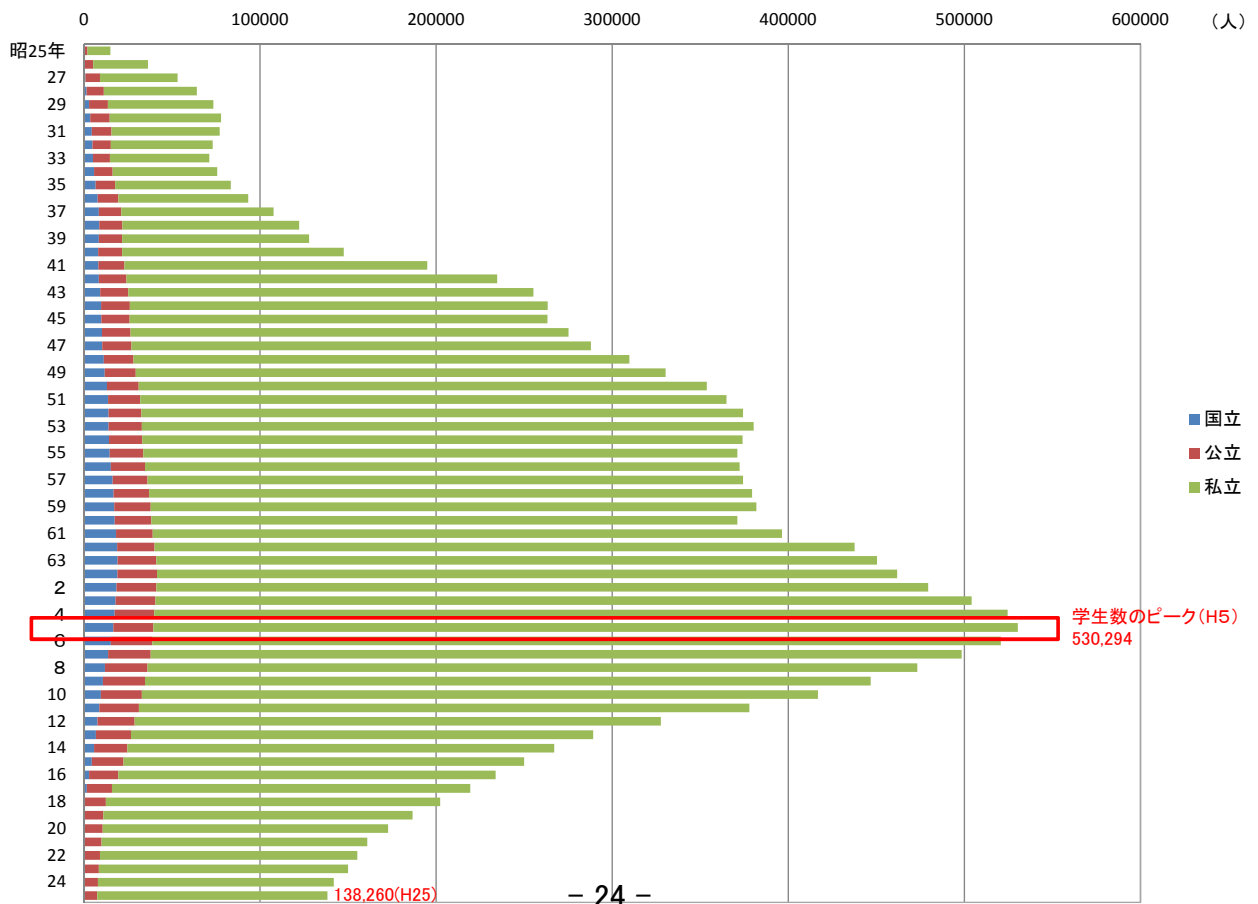
短期大学数の推移



※学生募集停止中の短期大学を含む。

(出典:「全国短期大学一覧」)

短期大学学生数の推移

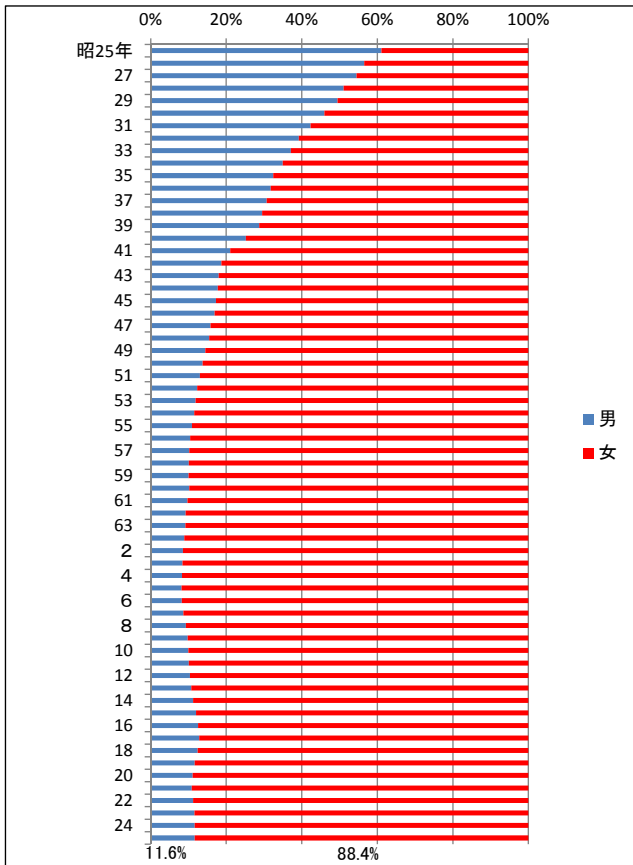


※専攻科、別科の学生も含む。

(出典:「学校基本調査」)

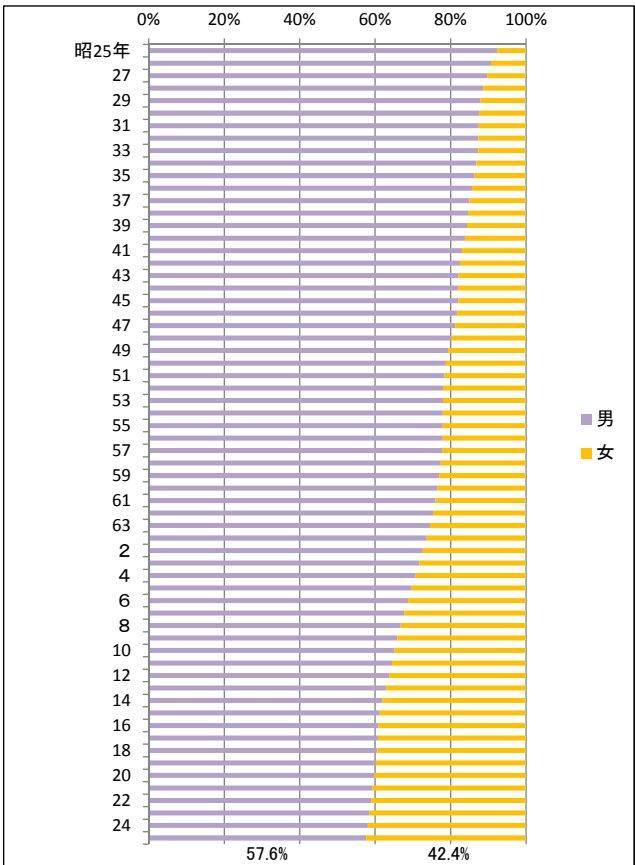
短期大学・4年制大学学生数の男女別割合の推移

◆短期大学



※専攻科、別科の学生数を含む

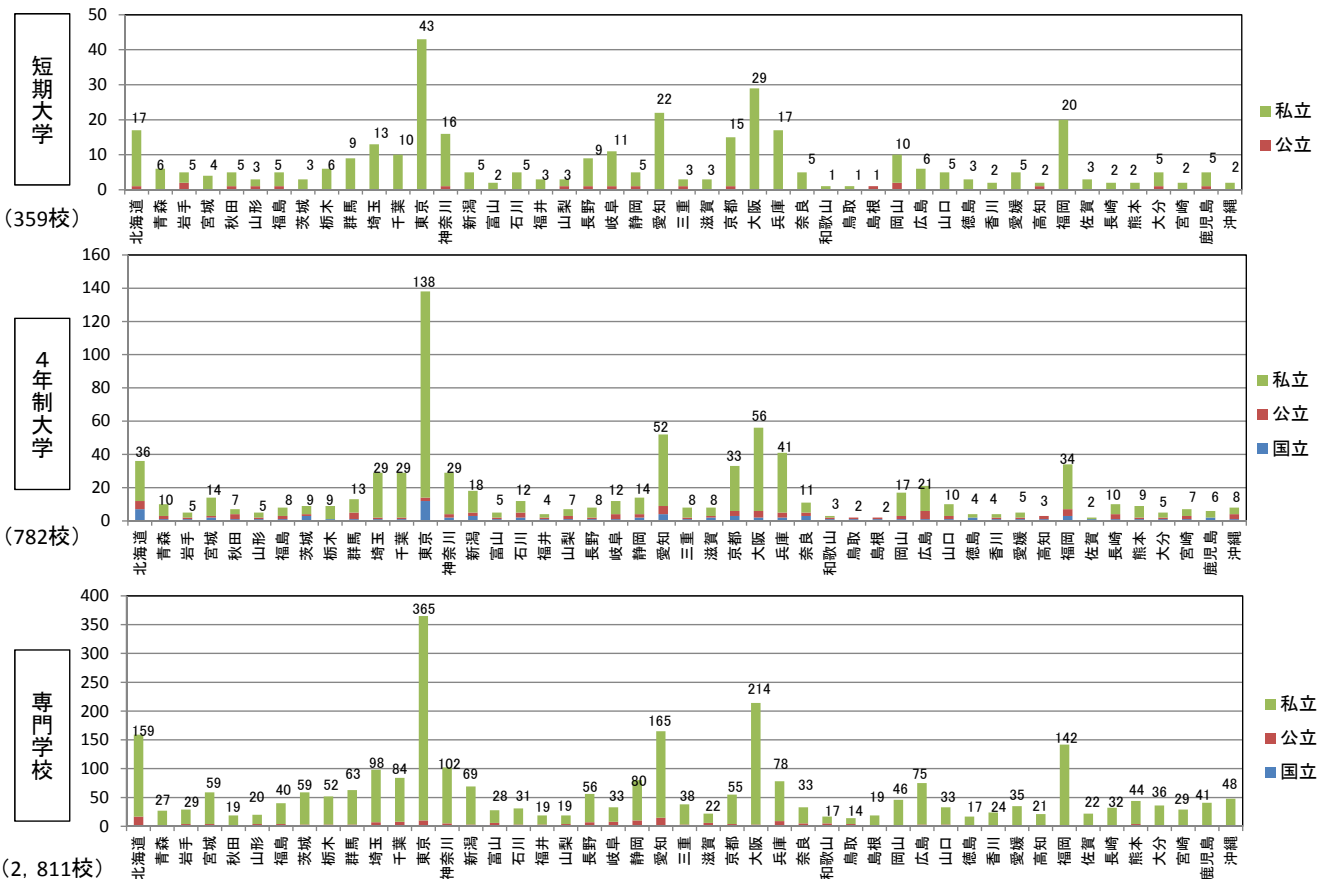
◆大学



※大学院、専攻科、別科の学生数を含む

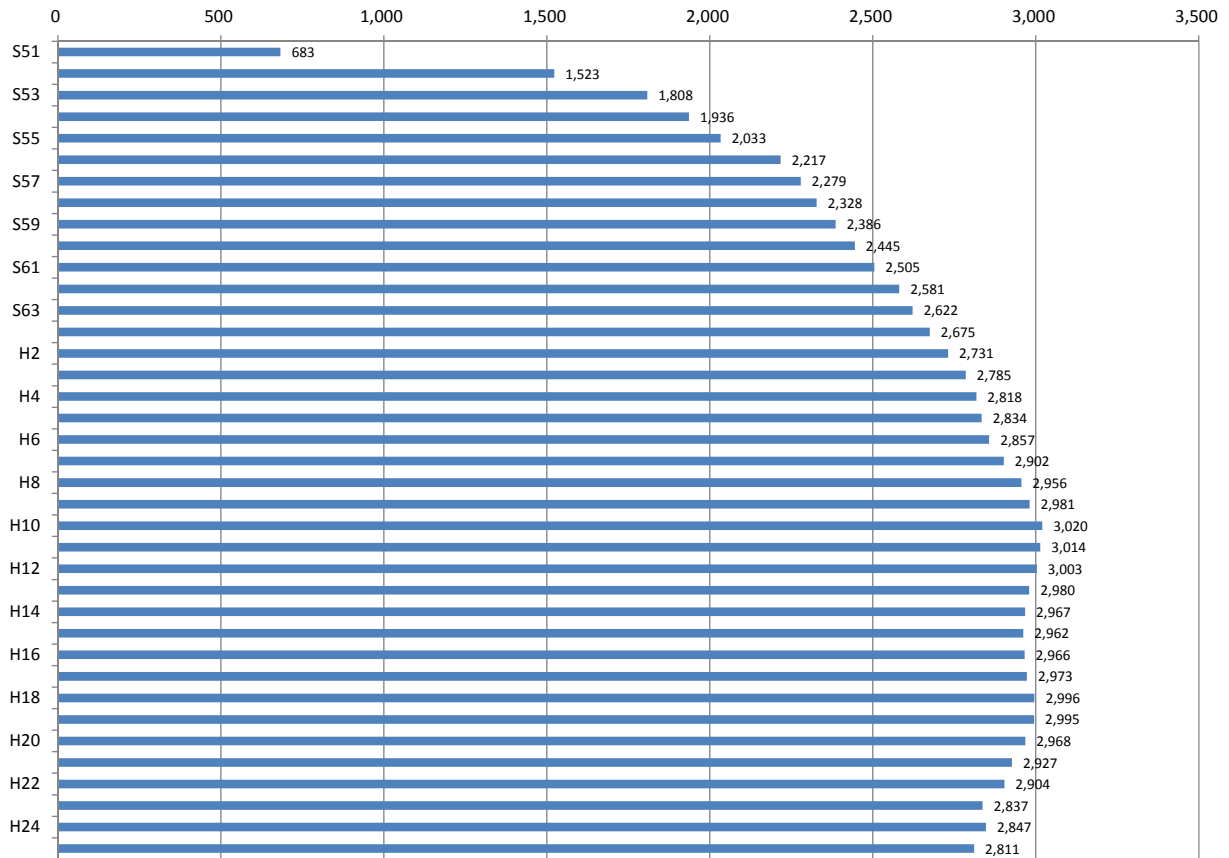
(出典:「学校基本調査」)

都道府県別学校数（短期大学・4年制大学・専門学校）



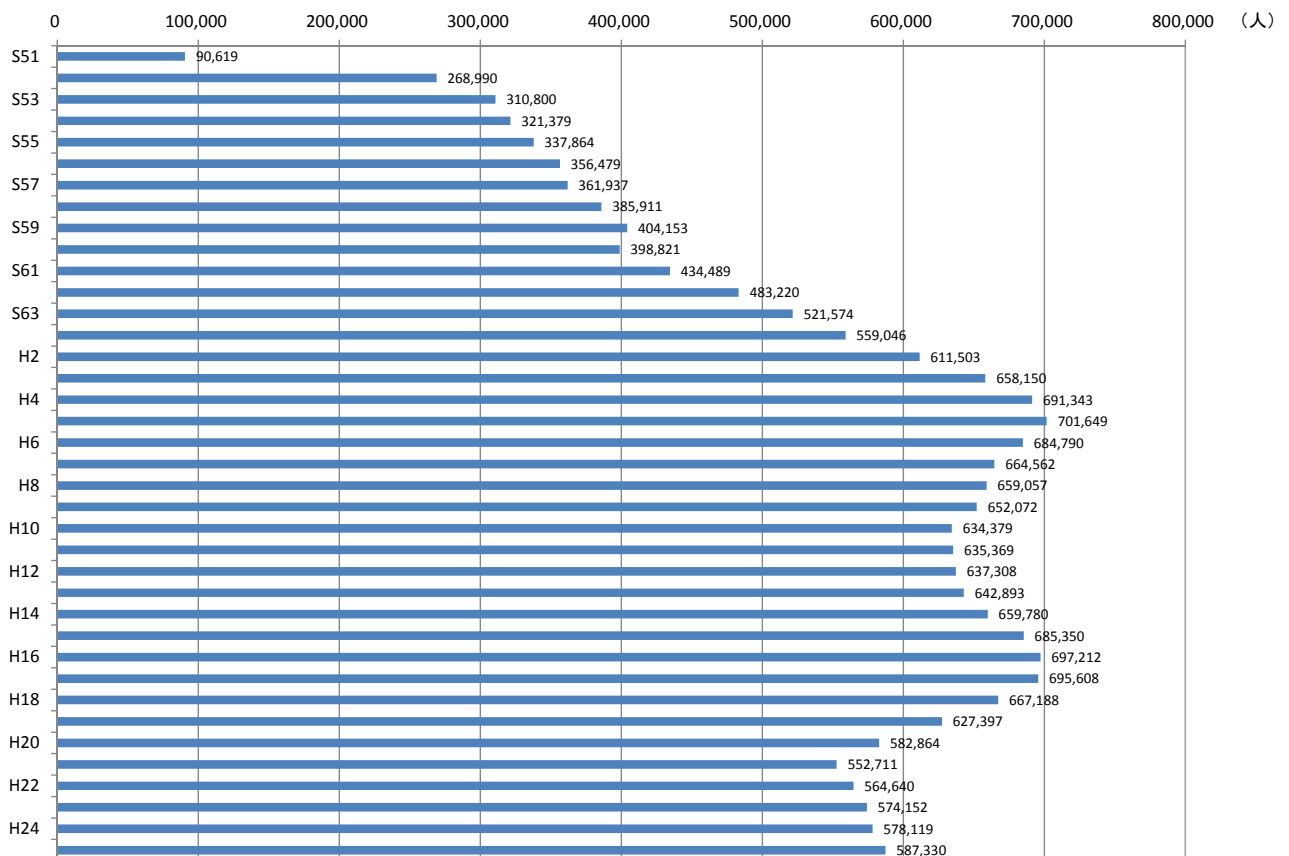
※通信課程のみを置く短期大学、4年制大学は除く。

専門学校数の推移



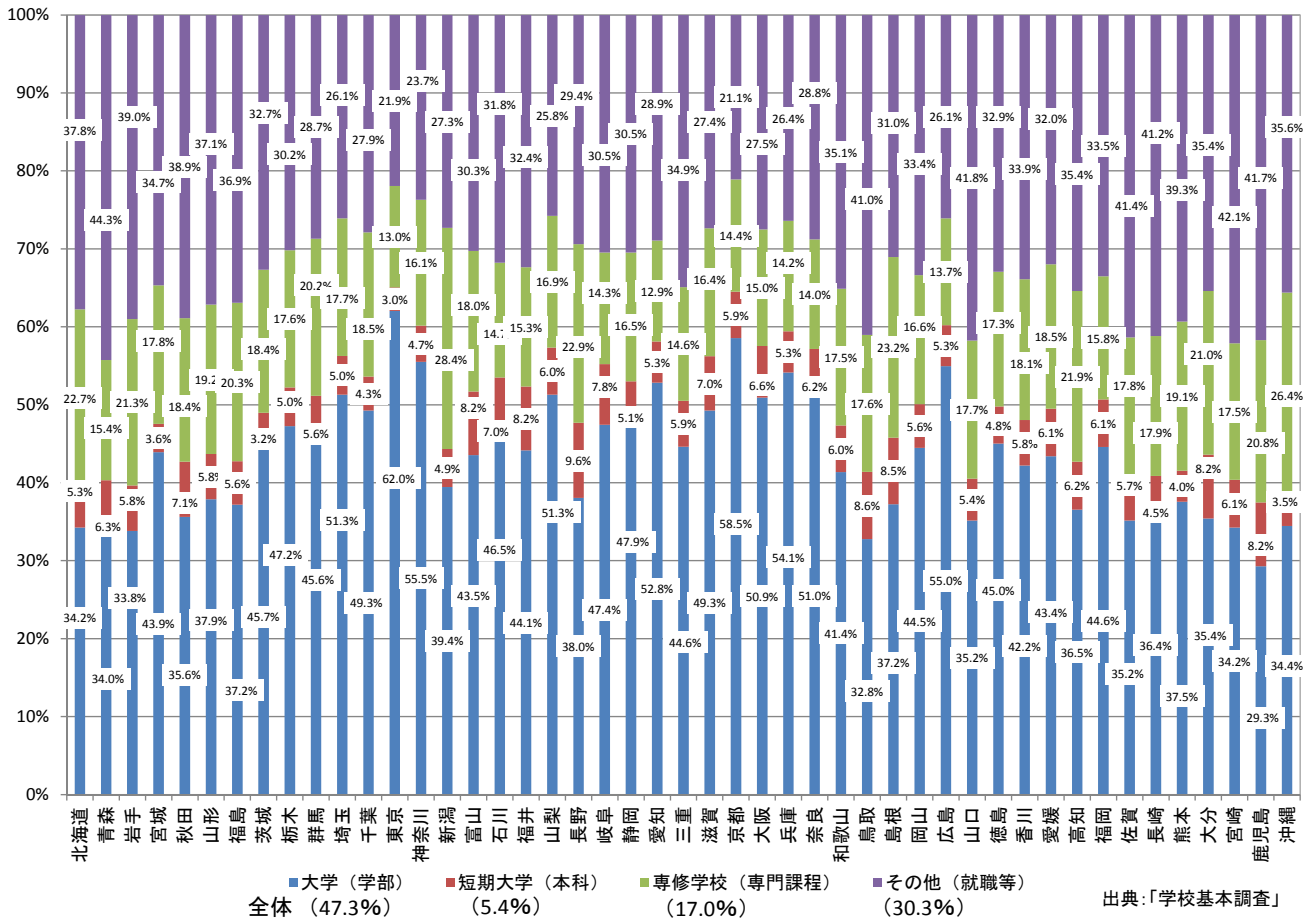
出典:「学校基本調査」

専門学校学生数の推移

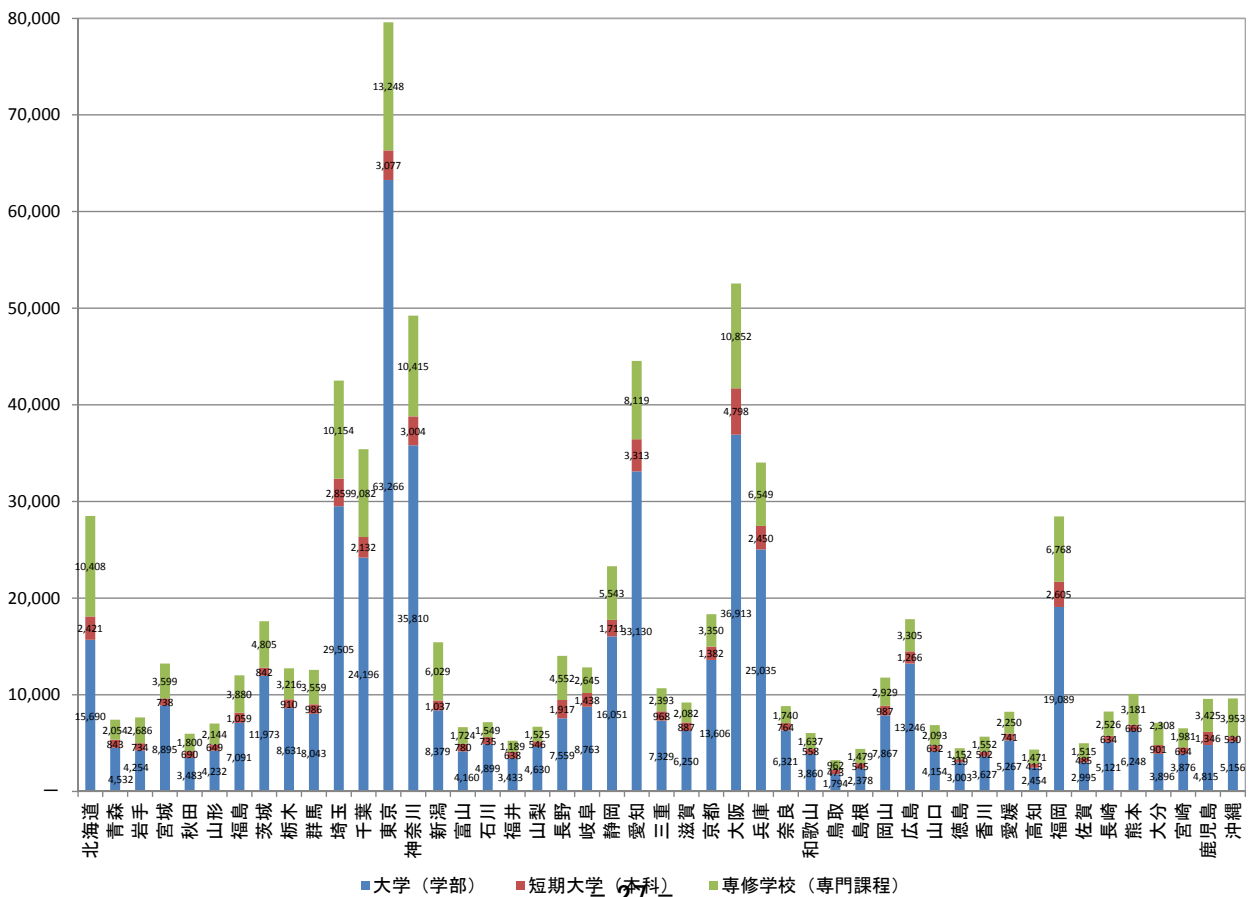


(出典:「学校基本調査」)

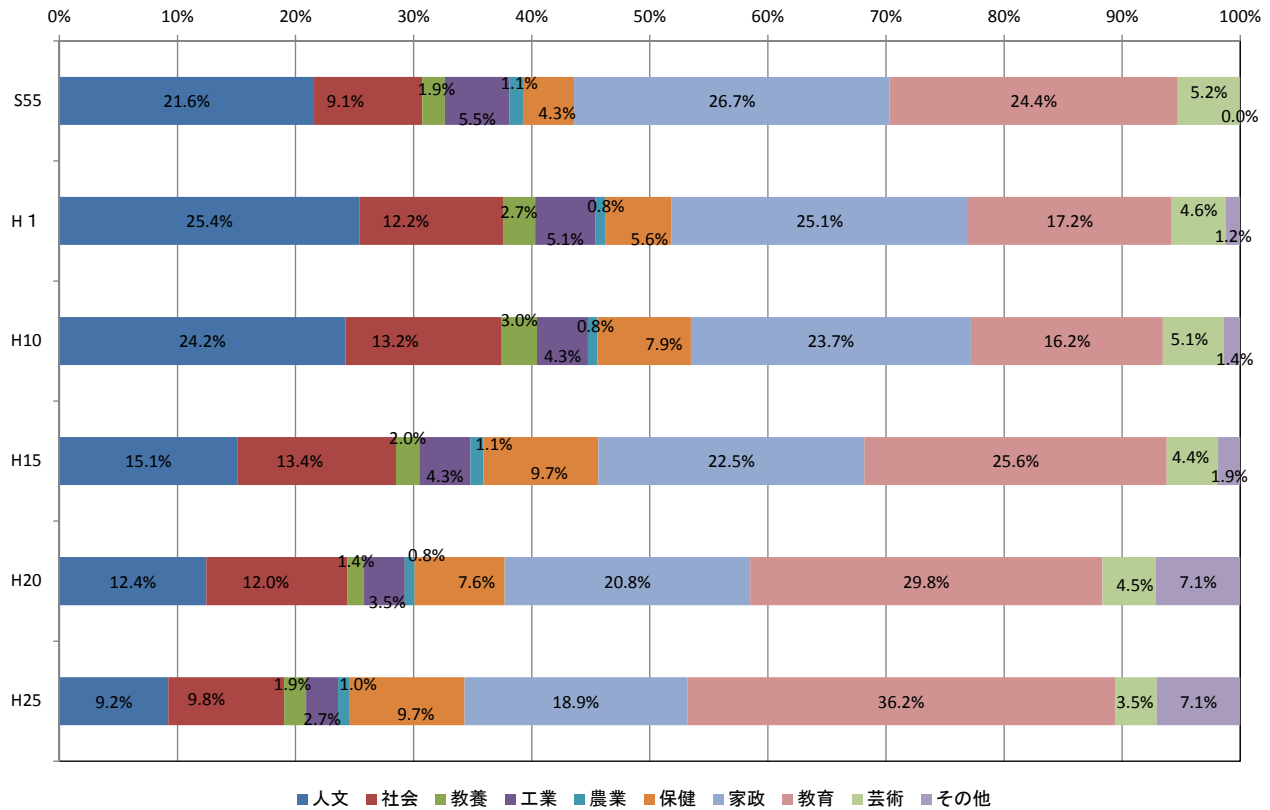
平成24年度末高校卒業者の進路状況（都道府県別）



平成24年度末高校卒業者の進学者数（都道府県別）



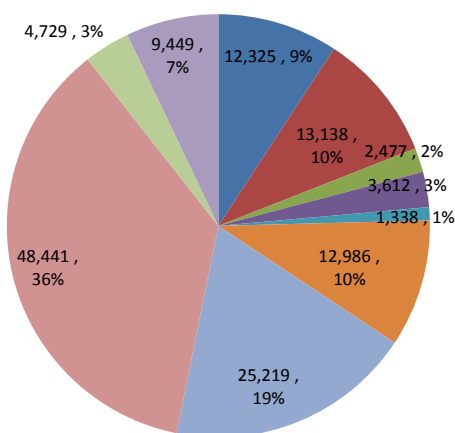
短期大学学生数の分野別割合の推移



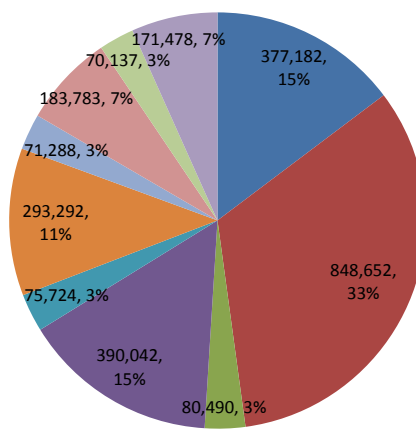
(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学・専門学校分野別学生数（平成25年度）

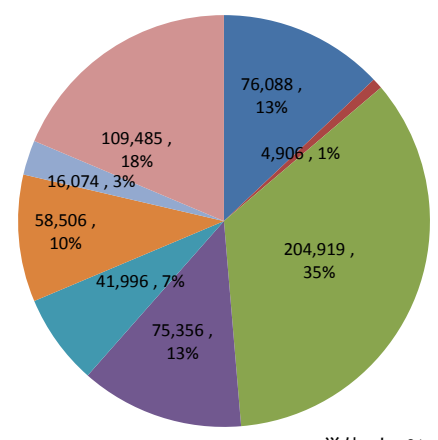
◆短期大学



◆4年制大学



◆専門学校



単位:人, %

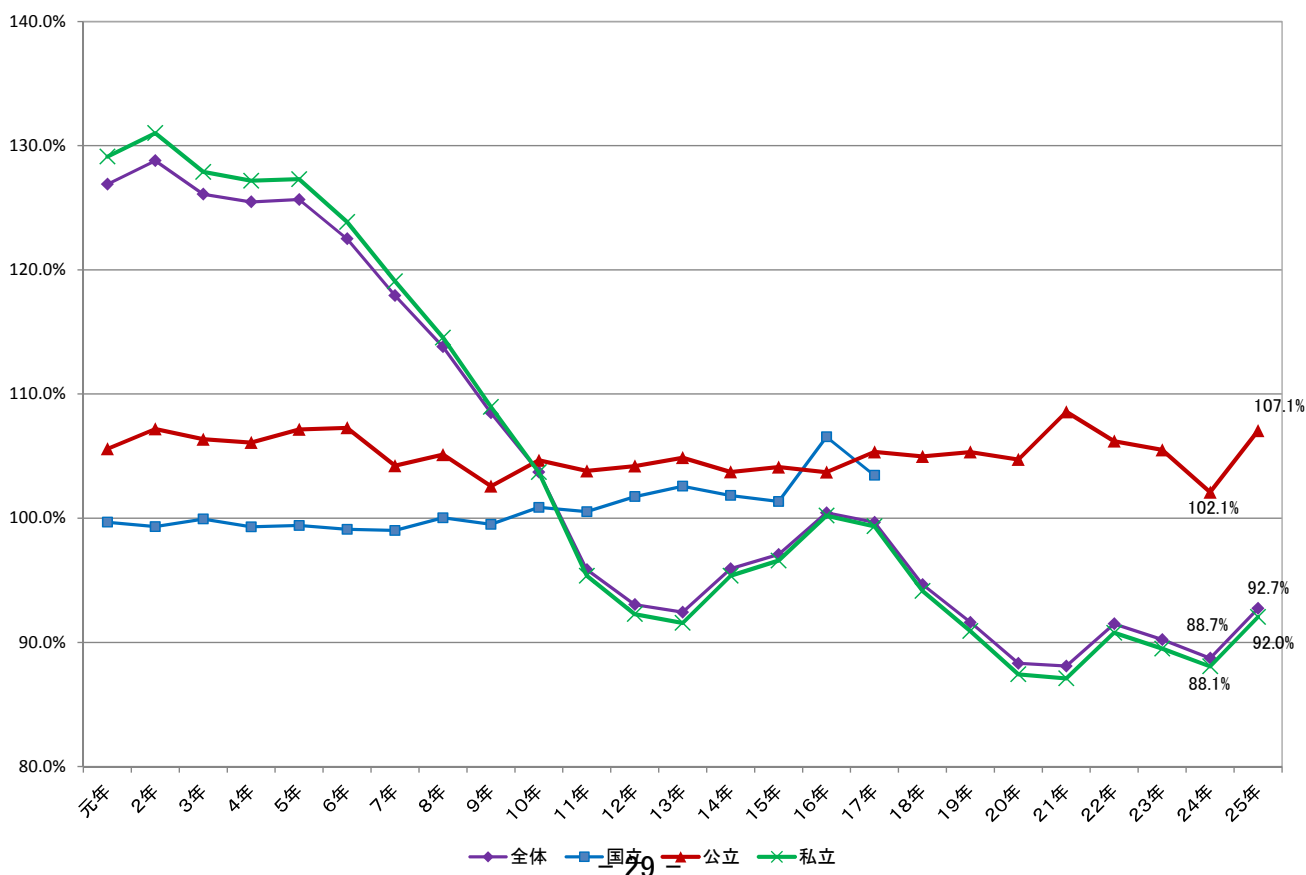
■ 人文 ■ 社会 ■ 教養 ■ 工業 ■ 農業
■ 保健 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 ■ その他

■ 人文科学 ■ 社会科学 ■ 理学 ■ 工学
■ 農学 ■ 保健 ■ 家政 ■ 教育
■ 芸術 ■ その他

■ 工業 ■ 農業 ■ 医療
■ 衛生 ■ 教育・社会福祉 ■ 商業実務
■ 服飾・家政 ■ 文化・教養

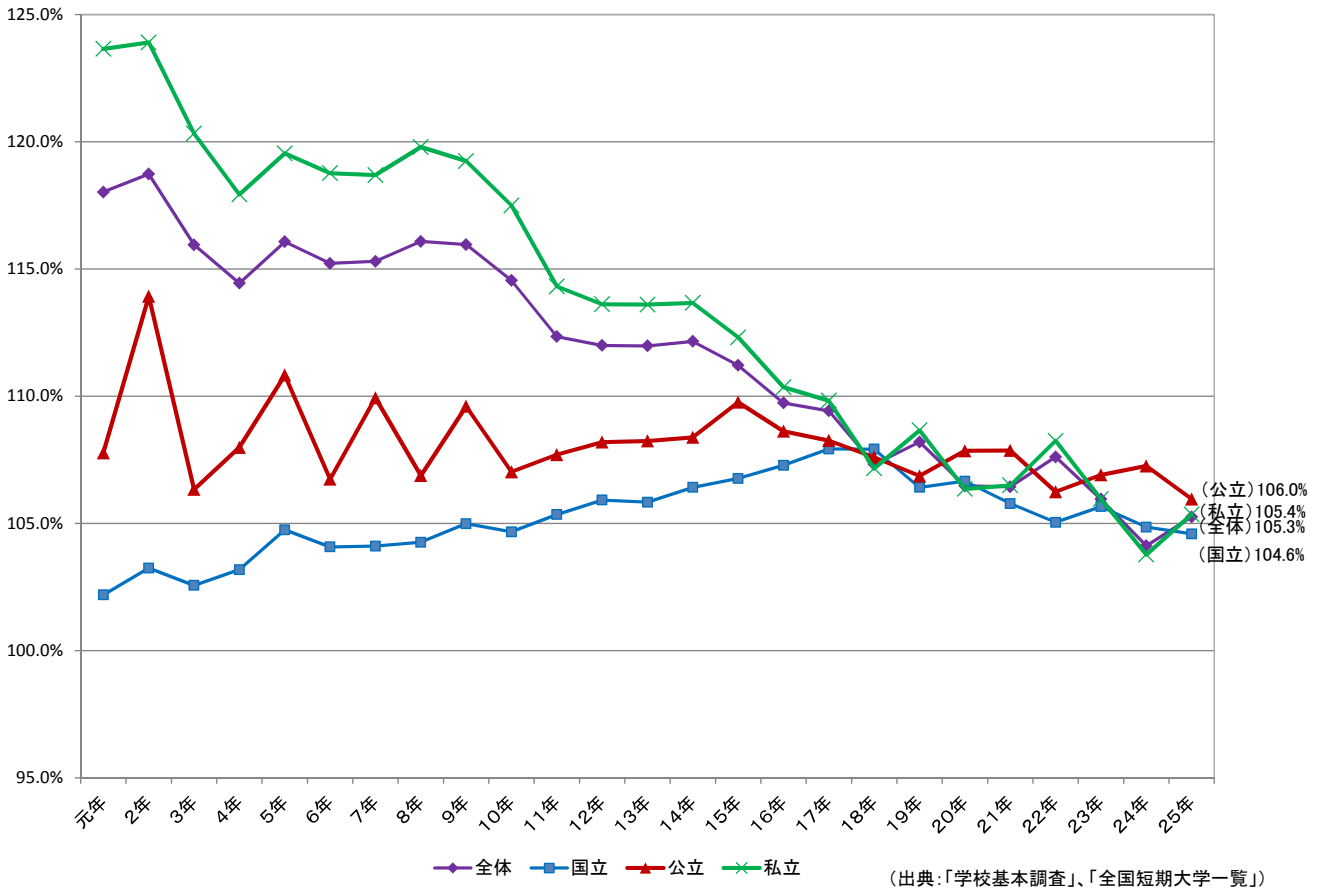
3. 入学者の状況

国公私別短期大学入学定員充足率の推移

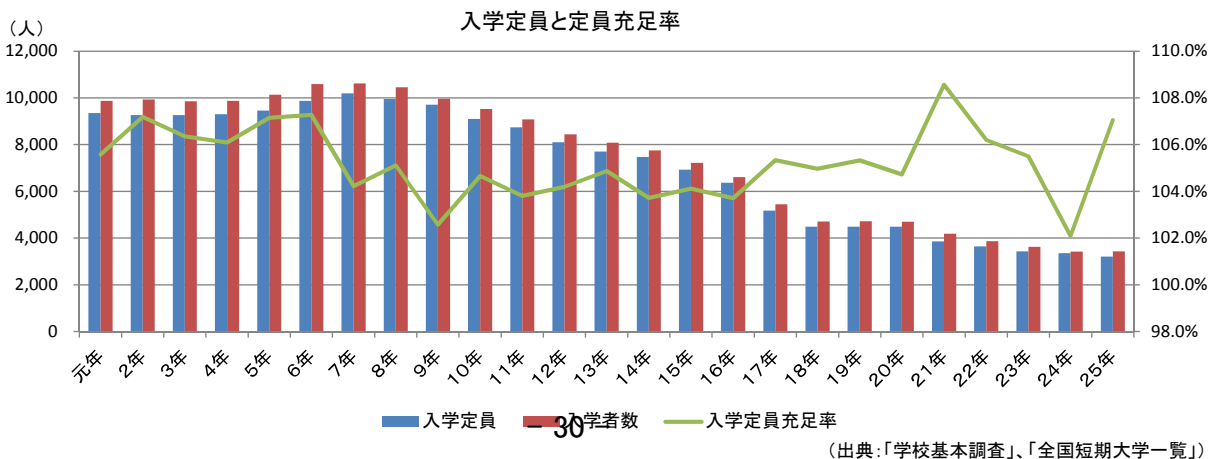
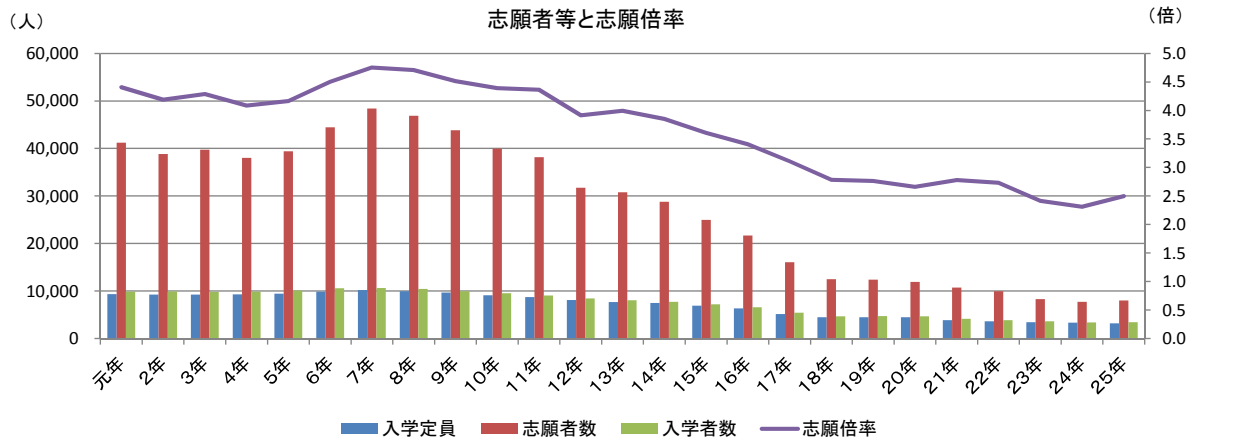


(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」)

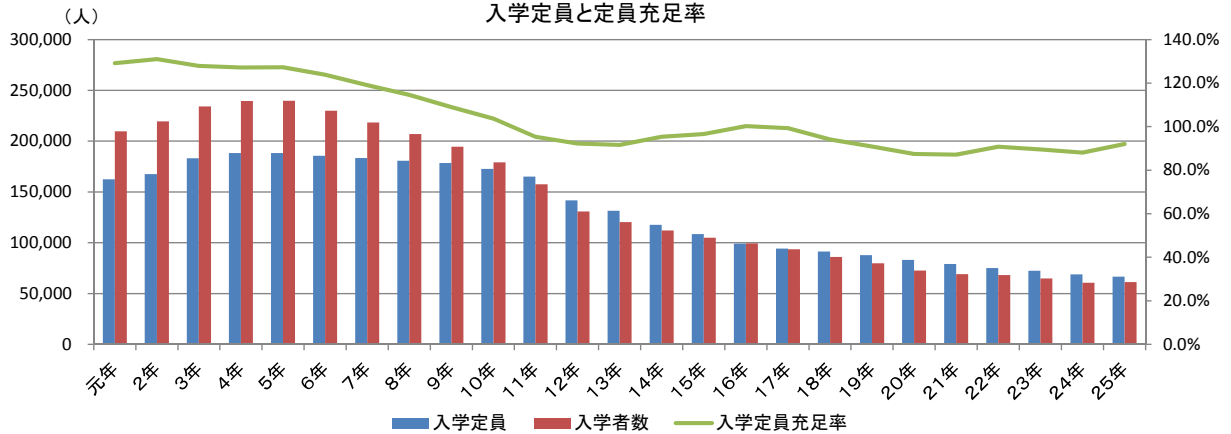
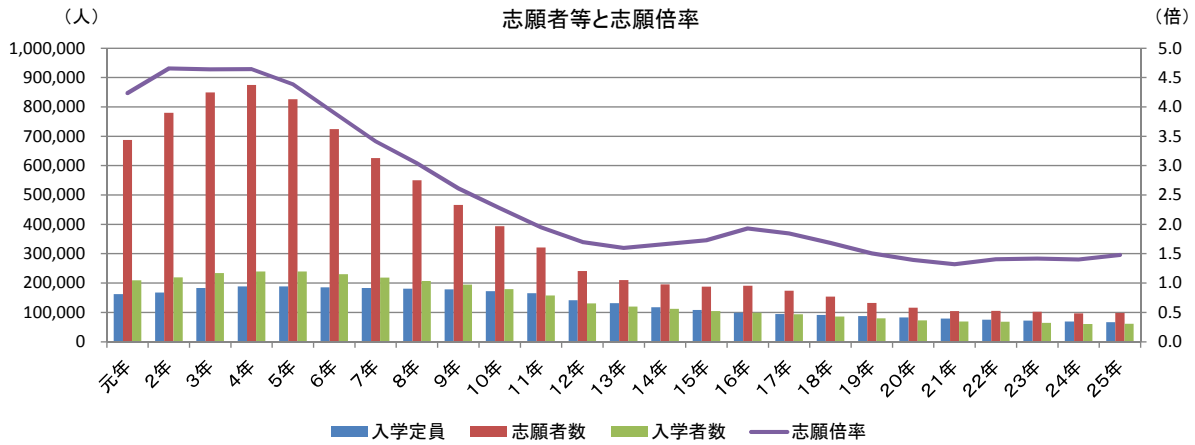
国公私別 4 年制大学入学定員充足率の推移



公立短期大学の入学志願動向

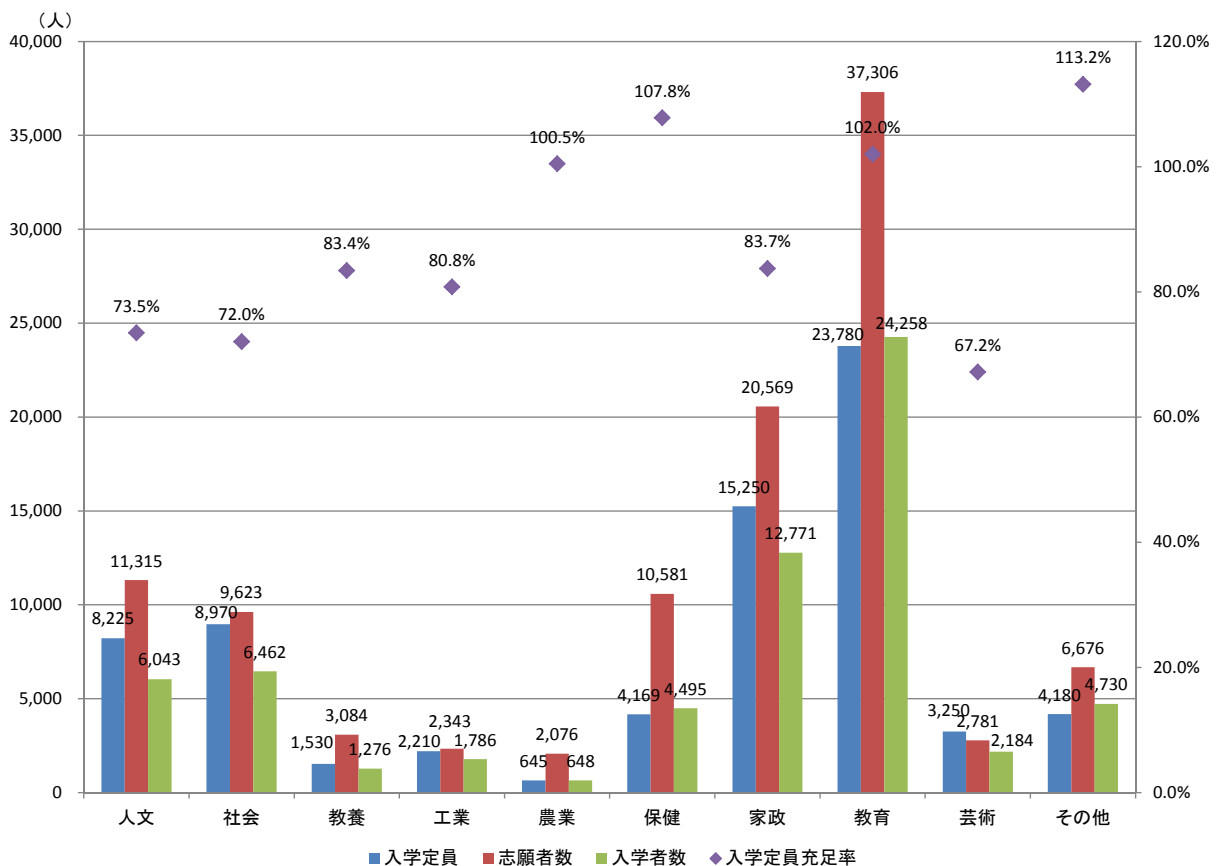


私立短期大学の入学志願動向

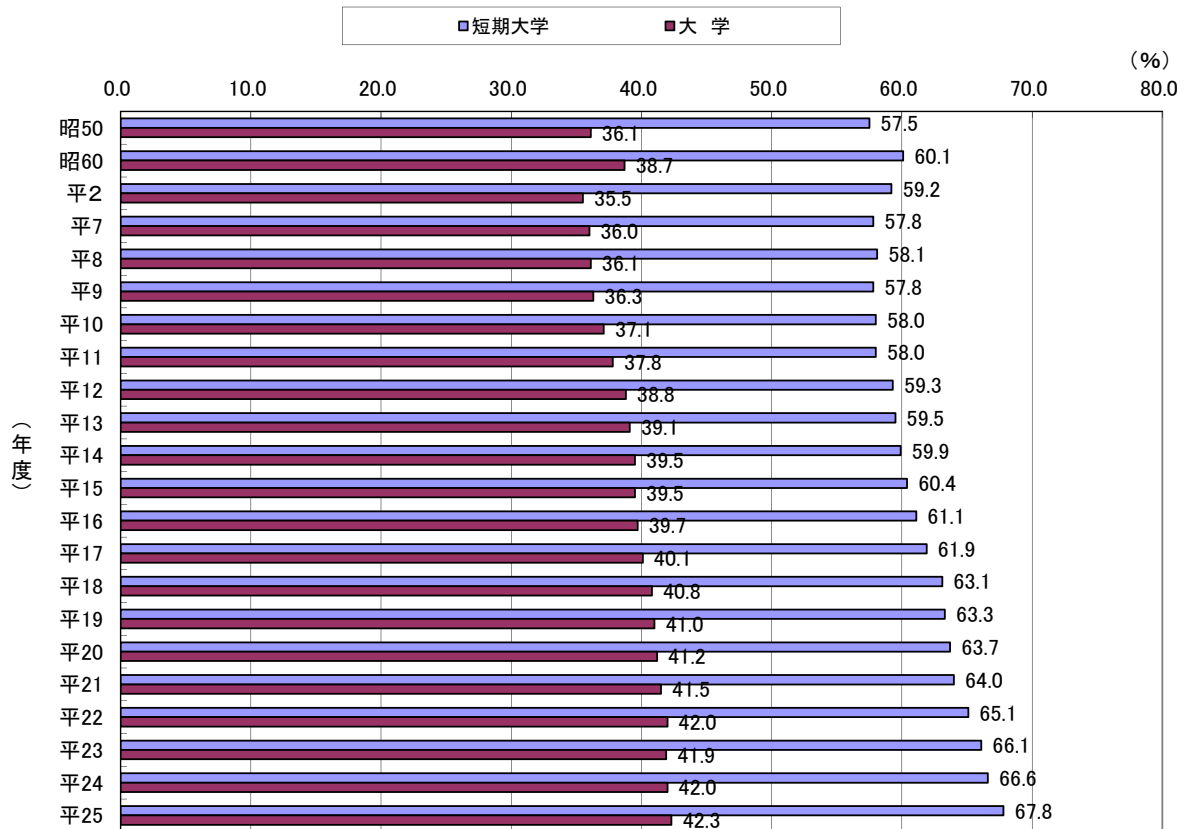


(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」)

分野別入学定員、入学者数、入学定員充足率 (平成25年度)



短期大学・4年制大学の自県内入学率の推移



(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学・専門学校入学者の高校での専攻（平成25年度）

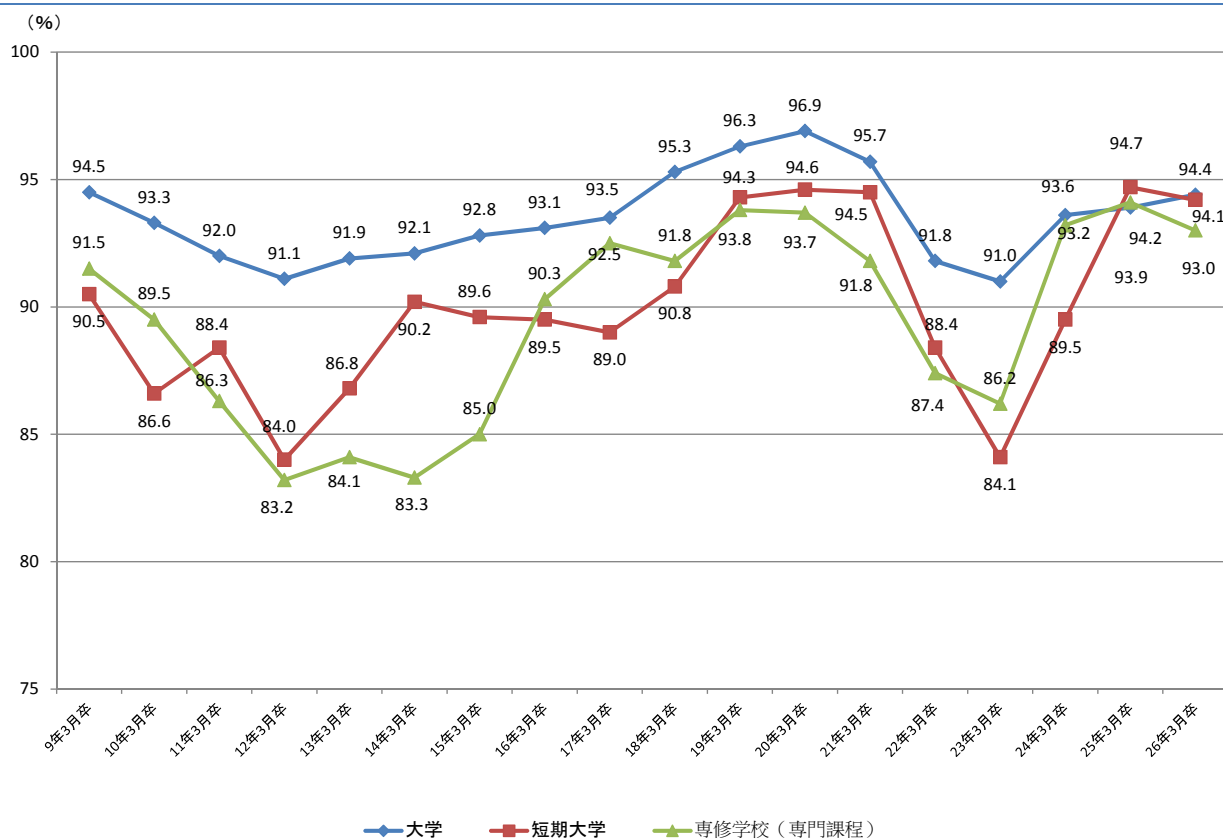


※平成24年度末に高校を卒業し、大学（学部）・短期大学（本科）・専修学校（専門課程）に入学した者の、高校での専攻別の割合。

(出典:「学校基本調査」)

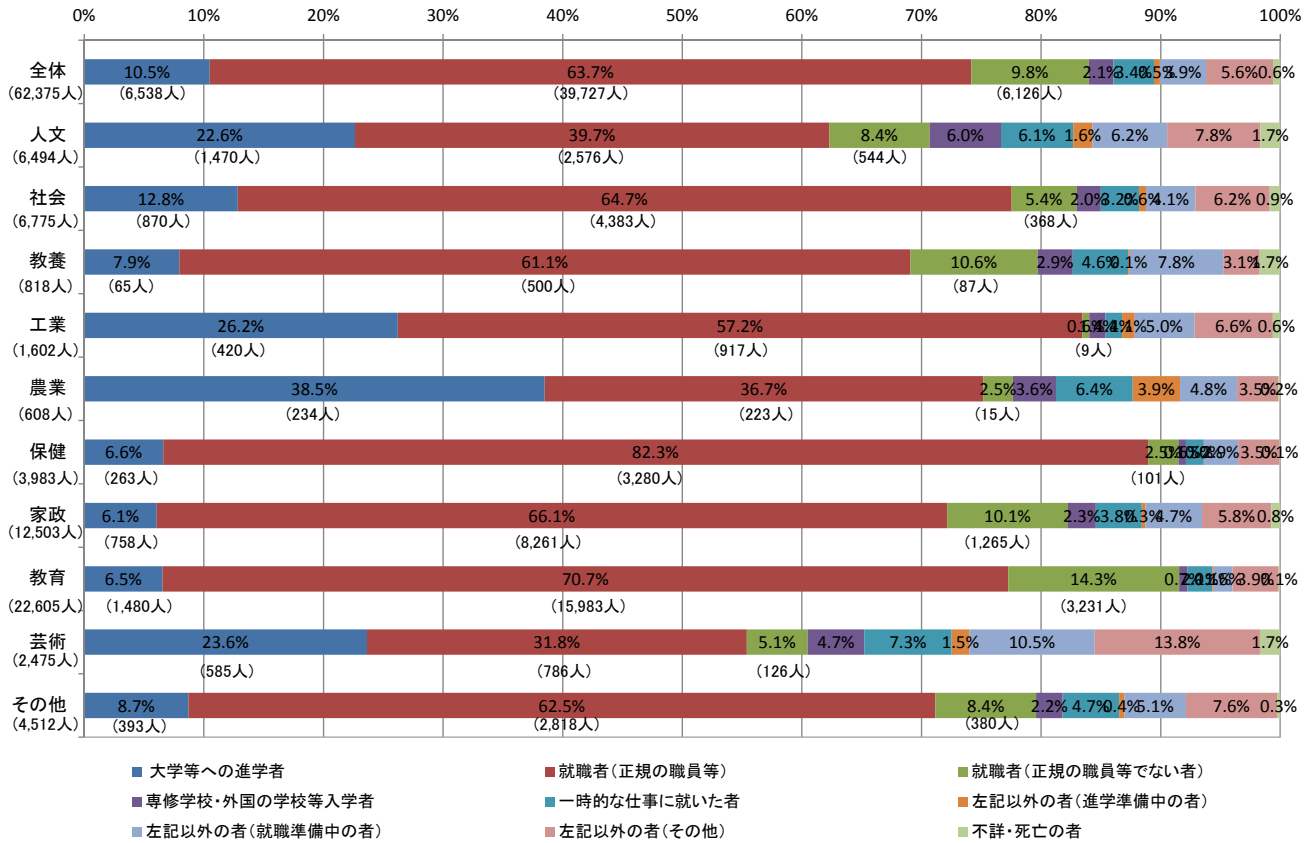
4. 卒業後の状況

短期大学・4年制大学・専門学校の就職率の推移



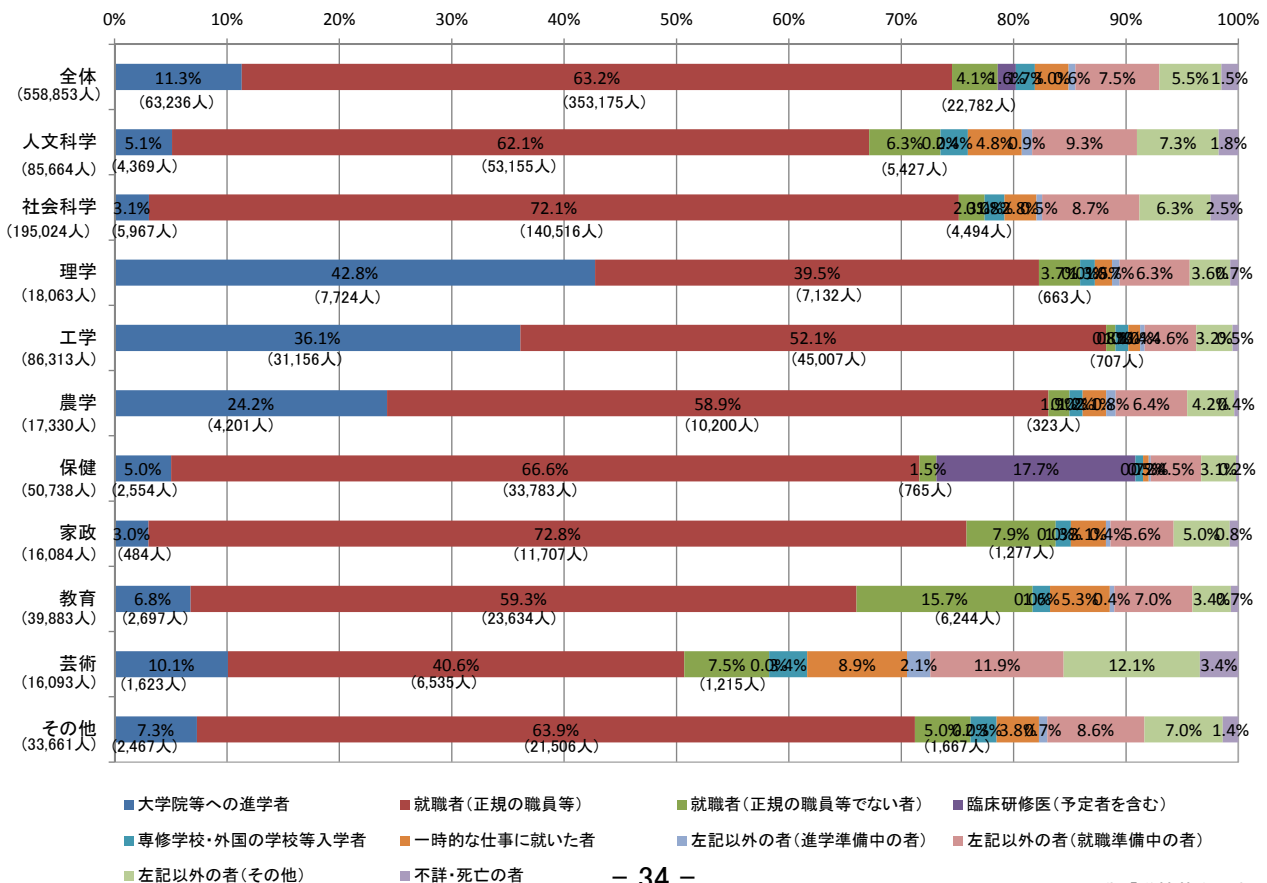
※就職希望者に占める就職者の割合。

短期大学卒業者の卒業後の状況（平成25年3月卒業者）



(出典:「学校基本調査」)

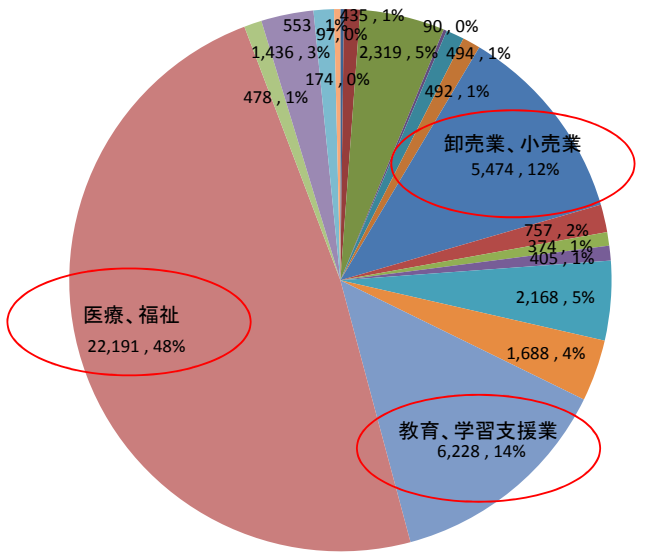
4年制大学卒業者の卒業後の状況（平成25年3月卒業者）



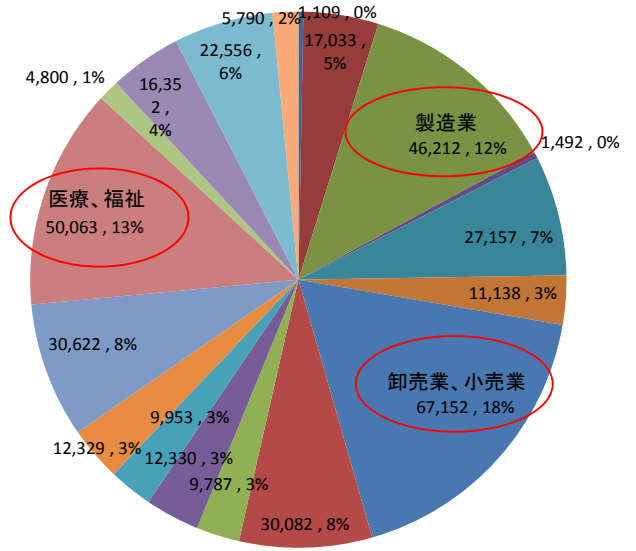
(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学の産業別就職者数、割合（平成25年3月卒業者）

◆短期大学



◆4年制大学

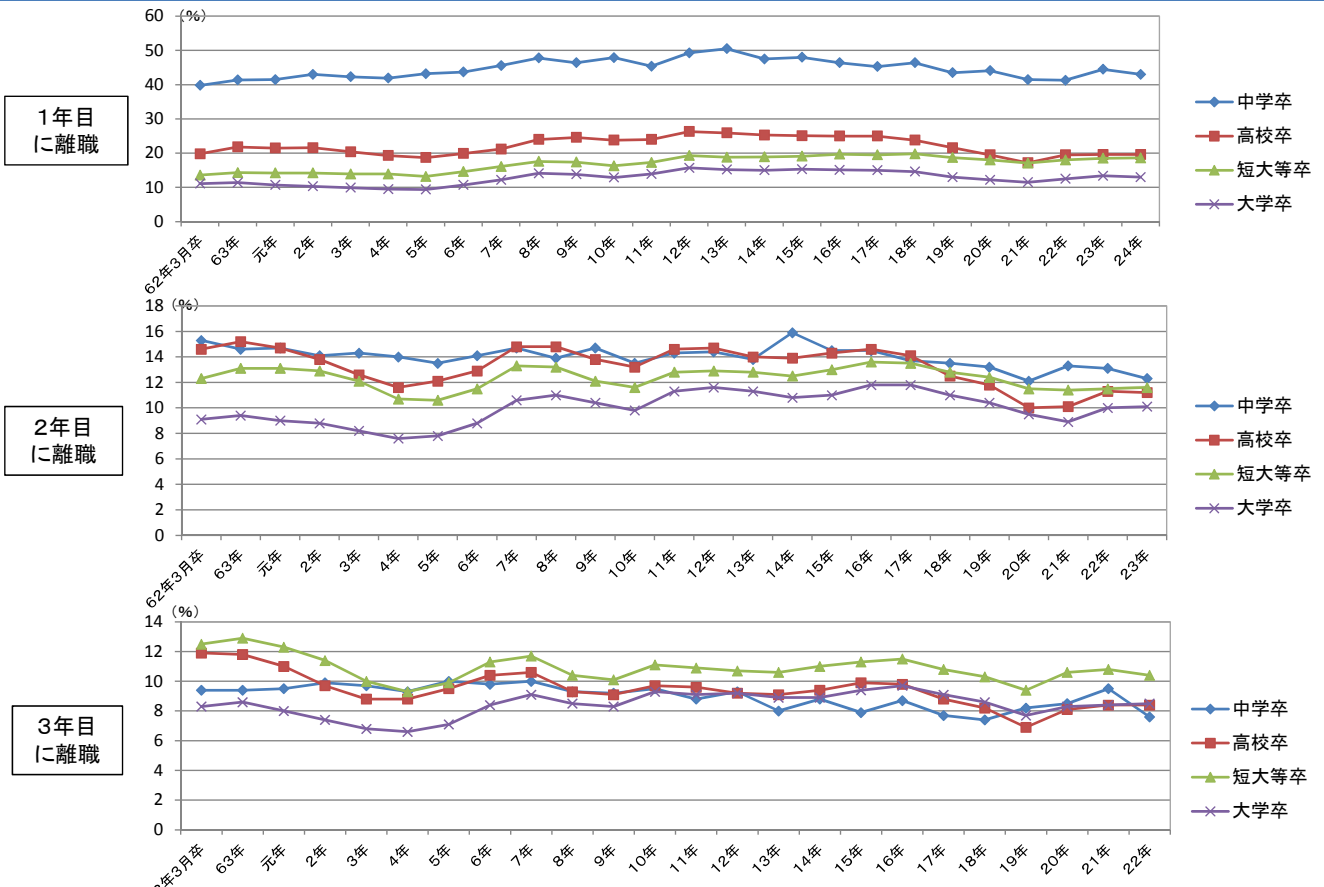


単位:人, %

- 農業、林業
- 製造業
- 情報通信業
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 教育、学習支援業
- 複合サービス業
- 公務
- 建設業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 運輸業、郵便業
- 金融業、保険業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 医療、福祉
- サービス業
- 左記以外
- 農業、林業
- 製造業
- 情報通信業
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 教育、学習支援業
- 複合サービス業
- 公務
- 建設業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 運輸業、郵便業
- 金融業、保険業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 医療、福祉
- サービス業
- 左記以外

(出典:「学校基本調査」)

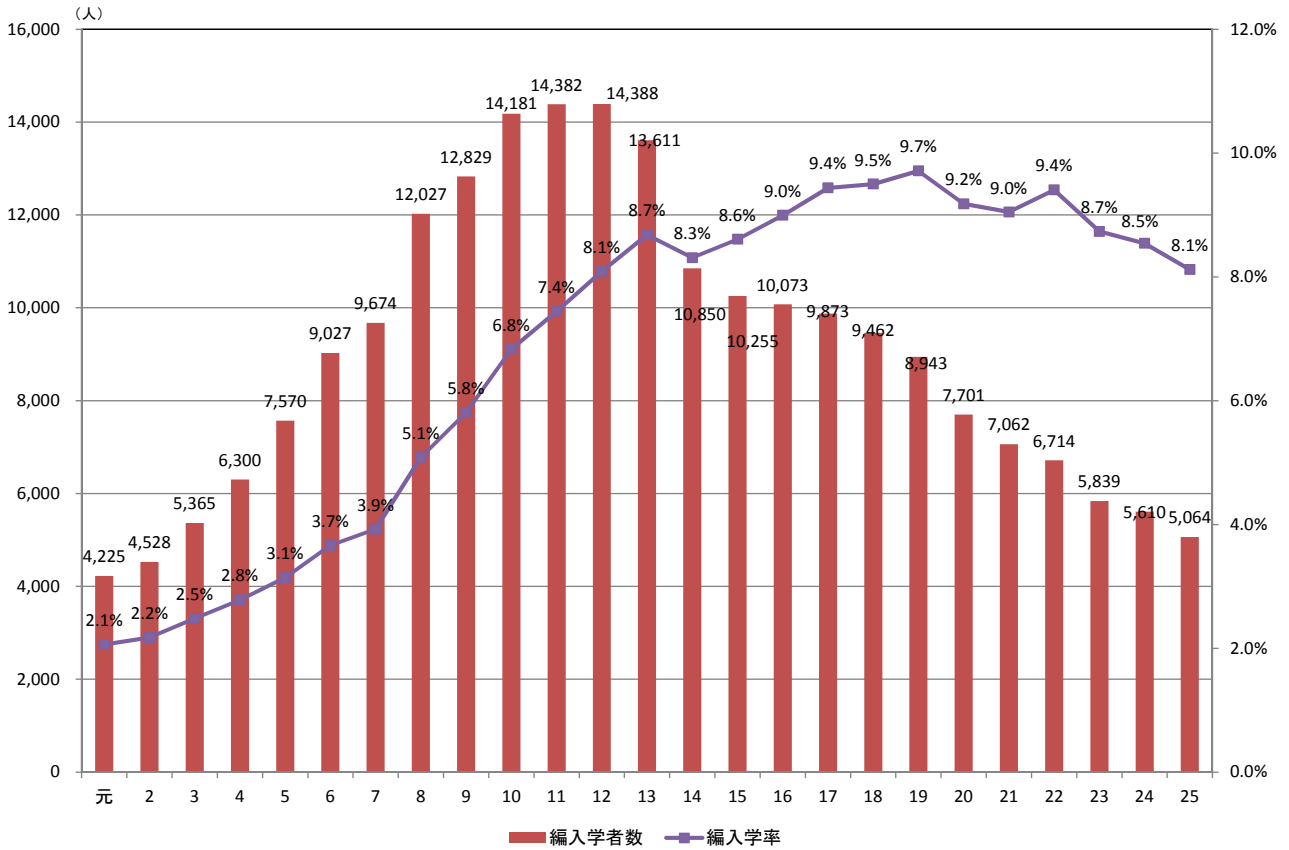
新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移



※事業所からハローワークに対して、新規学卒として雇用保険加入の届けが提出された者の生年月日・加入日から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出。例えば平成22年3月新規短大等卒業者の1年目離職率の場合、生年月日が昭和63年4月2日から平成2年4月1日までの者で、平成22年3月1日から平成22年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成22年3月新規短大等卒業者就職者とみなしている。

(厚生労働省調べ)

4年制大学への編入学者の推移



※短期大学卒業生数に占める編入学生数の割合。
 ※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学生数で過年度卒業生を含む。

(出典:「学校基本調査」)

6. その他

短期大学における認定専攻科について

◆認定専攻科について

独立行政法人大学評価・学位授与機構が、学校教育法第104条第4項及び学位規則第6条第1項により、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち別に定める一定の要件を満たすものについて、当該修了学生に対して学位審査を実施し、学士の学位を授与することが認定される専攻科

◆根拠法令

学校教育法【昭和22年法律第26号】

第百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められるものを修了した者 学士、修士又は博士

学位規則【昭和28年文部省令第九号】

第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入することができるもの

三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

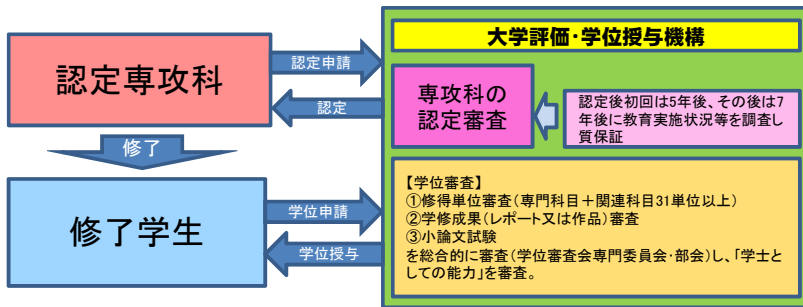
四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認められるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

専攻科の認定要件【大学評価・学位授与機構 規則第二十九号】

「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。



分野別認定専攻科専攻一覧(平成26年度現在)

単位:専攻

	人文 教養	教育	社会 科学	理工 農学	看護 保健	家政 栄養	芸術	合計
公立	0	1	0	0	2	1	2	6
私立	9	24	2	2	18	11	8	74
合計	9	25	2	2	20	12	10	80

※参考 高等専門学校(H26):126専攻(国118、公6、私2)